

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2024年4月19日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・当行では、外部機関からの評価を受けているグリーンローンを取り扱っております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部機関からの評価を受けているグリーンボンドに投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部機関からの評価を受けているサステナビリティ・リンク・ローンを取り扱っております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部機関からの評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。

5. トランジション・ファイナンス

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・当行では、ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。その上で、外部機関からの評価を受けているトランジション・ファイナンスに投資しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の何れかに該当する投融資（資金使途が「グリーンローン原則」に基づく「グリーンプロジェクト」に対するもの）であること。また、環境へのネガティブな影響については、環境アセスメント実施済みのもの、または下記「サステナビリティ委員会」にて定めた基準にて確認を行う。

- ① 気候変動リスクを低減する省エネルギー・再生可能エネルギー事業（例：太陽光発電施設・設備、風力・水力・バイオマス発電施設など）
- ② 企業の脱炭素社会への移行対応（例：自社のGHガスの排出量の算定し、その削減目標を掲げ、達成に向けた計画を策定するなど、計画に即した取組みを実施するために必要となる施設・設備）

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、「Fプロジェクト サステナビリティ基本方針」を踏まえ、代表執行役頭取を委員長とする「サステナビリティ委員会」にて策定しております。また投融資にかかる当該基準への適合性についても、「サステナビリティ委員会」にて策定した基準に則り判断しております。

以 上